

### 訪問販売で外壁工事を契約



### 工事内容の説明がなく不安

「自宅の外壁の傷みが気になっていた。昨日、**突然訪問してきた事業者**に外壁サイディング工事を勧められて契約したが、**材質等の説明がなく不安**」と相談が入りました。

契約書面に工事内容の記載がなければ、後からトラブルになる可能性があることを伝え、いったんクーリングオフをして、**複数の事業者から見積もり**を取った上で契約するよう助言しました。

トラブルの相談は早めに

札幌市消費者センター(728-2121)へ